

館山市ごみ搬出場所設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ搬出場所の設置等に関し必要な基準を定めることにより、館山市内の家庭から排出された一般廃棄物を安全、円滑かつ効率的に収集運搬し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ搬出場所：住民が日常生活に伴い市内で排出した家庭ごみを、市の計画に従い搬出し、市が支障なく業務を行えると認め、収集する場所をいう。
- (2) 町内会等：町内会、区及びその他一定の地域区画（以下、「区域」と言う。）に居住する者が区域内で生じる課題に取り組むことで、地域の管理に当たる任意団体をいう。
- (3) 分譲地等：宅地等開発事業により整備された分譲住宅地及び集合住宅をいう。
- (4) 利用者：町内会等又は分譲地等の区域内に居住し、ごみ搬出場所に家庭ごみを搬出するとともに、当該ごみ搬出場所の維持管理方針の決定に関わる責を負う者をいう。
- (5) 不動産事業者等：分譲地等の開発や販売、賃貸、管理など事業を通じ利用者に関わる者をいう。
- (6) 届出者：利用者の意向を踏まえ、代表して市に対し設置等の意思を表示する者で、町内会等の長や不動産事業者等、当該設置の経緯に詳しい者をいう。
- (7) 設置等：ごみ搬出場所の設置、移動又は廃止をいう。

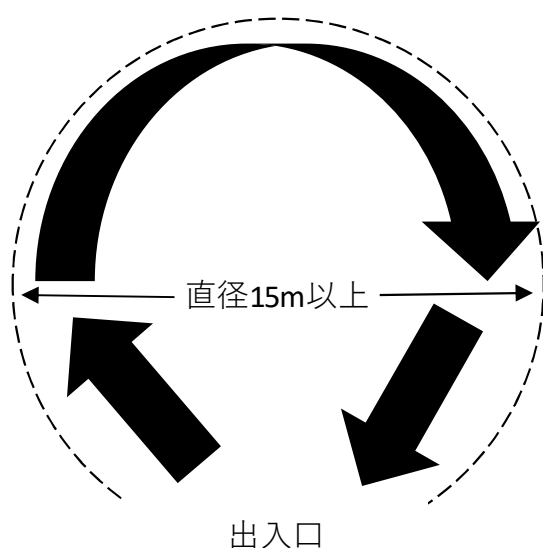
(設置等の基準)

第3条 届出者がごみ搬出場所の設置等をする場合は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

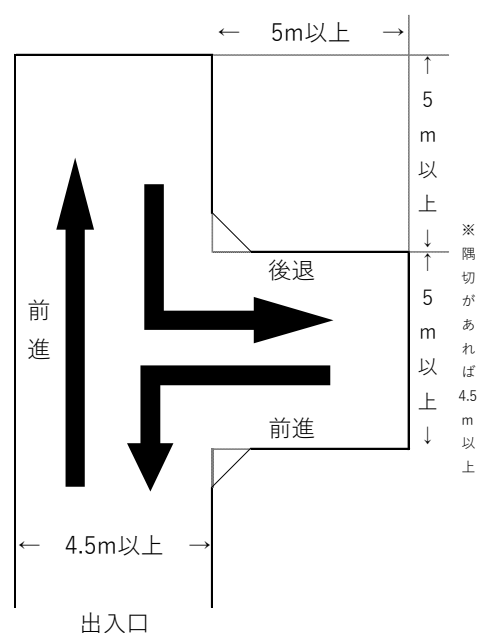
- (1) 設置場所が館山市内であること。
- (2) 当該ごみ搬出場所に係る利用者の総意であること。
- (3) ごみ搬出場所の設置等を行う土地及び隣接する土地の管理者の承諾を得ていること。
- (4) 構築物や駐車車両との距離が取られているなど、収集車両の走行や停車、ごみの積込等作業の実施にあたり十分なスペースがあり、収集作業を安全円滑効率的に行うことができる場所であること。
- (5) 収集車両が前進で通り抜けできる道路に隣接する場所であること。
- (6) 前号の条件を満たさない場合、収集車両が容易に転回又は方向転換ができる道路に隣接していること（容易に転回又は方向転換ができるとは、図例1又は図例2に準じる規格をいう）。なお、やむをえず、転回又は方向転換を、ごみ搬出場所に隣接する道路とは別の土地で行うこととする場合は、収集車両が当該土地を収集作業のために使用できる旨を、申請に際し、第2号様式「ごみ収集作業土地使用承認書」にて市長に提出すること。

- (7) 周辺を往来する車両や歩行者等に、交通上の支障が生じないこと。
- (8) 一箇所につき利用者世帯数が10世帯以上であること。ただし、利用者世帯数が10世帯に満たない場合は、設置の必要性について町内会等の代表者の同意を得た上で市と協議すること。
- (9) 分譲地等のごみ搬出場所について、利用が予定される世帯数の半数以上が収集開始日において居住を開始している見込みであることを必要とする。このため不動産事業者等は、その見込まれる状況を、申請に際し、第3号様式「分譲地等入居状況説明書」にて市長に提出すること。
- (10) 上記の他、ごみ搬出場所の構造や管理状況等に起因する収集業務への支障が認められないこと。

図例 1



図例 2



(設置等の届出)

第4条 ごみ搬出場所の設置等をする場合、届出者は、原則として、ごみ搬出場所の整備等が完了して以降、第1号様式「ごみ搬出場所（設置・移動・廃止）届」（以下「届出書」という。）に、ごみ搬出場所の位置図や、その他市が求める書類（「ごみ収集作業土地使用承認書」や「分譲地等入居状況説明書」）を添え、市長に提出しなければならない。

(利用者・不動産事業者等の責務)

第5条 ごみ搬出場所の管理に当たっては、利用者や不動産事業者等は次に掲げる事項に適合していなければならない。

- (1) 利用者等によりごみ搬出場所の清掃等が行われ、適切な維持管理がされること。また、ごみ搬出場所に鍵を設置する場合、収集日には利用者の責任において必ず開錠すること。なお、収集日の収集回数は1回が原則であり、収集時に施錠されている場合、市は、その日に再度収集に行くことは無い。

- (2) 分譲地等のごみ搬出場所の使用開始に当たっては、不動産事業者等から利用者に対し、収集開始日、ごみ搬出場所の位置、ごみの分別及び排出の方法、ごみ搬出場所の維持及び管理の方法等を説明すること。

(設置等の承認及び収集の開始・中止)

第6条 市長は第4条により提出された届出書等の内容を審査し、円滑な収集に支障がないなど妥当性があると判断される場合、それを承認し、第4号様式「ごみ搬出場所の取扱いについて」により届出者に通知する。設置、移動については収集を開始し、廃止については収集を中止する。なお、この審査は現況に基づき行われるため、ごみ搬出場所を含む土地の周辺が開発段階等の状況においては一切行わない。開発段階等の事前協議に際して、設計上の一定の合理性を確認することをした場合であっても、ごみ搬出場所として収集することを確約するものではない。

また、事後において届出書等の内容に、業務に影響を与える虚偽があると判明した場合は、当該届出を無効なものとして扱う。また、既設のごみ搬出場所について、廃止届の提出の他、設置等の基準を満たさなくなるなど、交通や構造、管理の点で円滑な収集に支障が生じていると判断される場合、当該ごみ搬出場所における収集を中止する。

市が、収集に関する各ごみ搬出場所個別の取扱いについて変更をする場合、原則として、利用者等に対し、変更内容を通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に存するごみ搬出場所については、当要綱により承認されたものとみなす。